

令和4年度

万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業(臨時支援)に係る応募要領

1 事業の趣旨・目的

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府・大阪市では、SDGs を掲げる 2025 年日本国際博覧会の会場へのクリーンな移動手段を確保し、同博覧会を契機に府域のバスのゼロエミッション化を促進するため、国の補助金に上乘せして支援する「万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業」を実施しています。しかし、府域に導入予定の電気バスの一部について国の補助金が交付されない見込みです。

こうした状況を踏まえ、府域のバスの着実なゼロエミッション化を促進するための臨時支援として、「万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業(臨時支援)」(以下、「本事業」という。)を実施します。

(2) 補助対象となる事業(「補助対象事業」という。)[補助対象バスの要件]

補助金の交付の対象となるバス(「補助対象バス」という。)は、電気バスであって、次の①から③の全てを満たすものです。

① 交付決定の日から、原則、令和5年2月 28 日までの間に新車新規登録されたもの。

〔電気バスへの改造の場合は、同期間中に自動車検査証の交付を受けたもの。
電気バス用充電設備等を導入する場合は、同期間中までに導入されたもの(電気バス用充電設備のみの導入は補助対象外です)。〕

② 自動車検査証において、使用の本拠の位置が大阪府内にあること。

③ 使用する主たる経路が大阪府内にあること。

なお、バス車両はノンステップバスにするなど、ユニバーサルデザインに十分配慮してください。

2 補助対象者(申請できる方)

大阪府内に営業所・事業所を有するバス事業者等であって、国事業の補助金^{※1}に申請等を行った者^{※2}です。

① 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者

② 道路運送法第 79 条の登録を受けた自家用有償旅客運送者^{※3}

③ 自動車リース事業者等

※1 利用できる国の補助金

	事業名称	所管省庁
国事業Ⅰ	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業 (自動車環境総合改善対策費補助金)	国土交通省
国事業Ⅱ	事業用自動車における電動車の集中的導入支援 (自動車環境総合改善対策費補助金)	国土交通省

※2 国の補助金に係る申請等をしたが、補助金の交付を受けなかった車両・充電設備についても対象となります。

※3 道路運送法の登録を受けている場合は、市町村等も対象です。

3 応募資格

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない以下に該当するものは応募することができません。

- ・ 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
- ・ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
- ・ 暴力団関係者等、大阪府補助金交付規則第2条第2号に該当するもの

4 補助内容

(1) 補助対象経費

国事業の交付要綱に基づく補助対象経費と同一とします。ただし、消費税及び地方消費税については補助の補助対象外です。

国事業Ⅰ	・電気バスの車両本体価格 〔電気バスへの改造に要する経費※4を含む〕
国事業Ⅱ	・電気バス用充電設備の導入費用 〔急速充電設備及び普通充電設備本体及び機器を構成するため 必要な付属品、蓄電池、工事費等〕

※4 あらかじめ所有する使用過程車を電気バスに改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外です。

(2) 補助金額・補助率

[1]国事業Ⅰ又は国事業Ⅱの補助金に係る交付決定を受けた電気バス及び電気バス用充電設備等のうち、万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないもの

原則、国事業の補助金の交付決定額に基づき、本補助金の額を決定します。本補助金の額は、国事業Ⅰ又は国事業Ⅱの場合は当該事業の交付決定額のうち、本事業の補助対象となる金額と同額となります(千円未満の額は切り捨て)。なお、補助金の上限額を超える場合は上限額となります(上限額は、1台当たり1,800万円(充電設備の導入費用を含む))。

また、補助金の額の確定は、次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額となります。

- ① 国の補助金の確定額のうち、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額
- ② 補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額)

[2]国事業Ⅰ又は国事業Ⅱの補助金に係る申請等を行った電気バス及び電気バス用充電設備等のうち、国の交付決定を受けなかったもの

	補助対象経費	補助率	上限額
電気バス	車両本体価格	2/3	1台当たり3,600万円 (充電設備の導入費用を含む)
電気バス用充電設備等	機器本体価格	2/3	

ただし、申請後に万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合は、その補助額を交付決定額から差し引きます(上限額は、1台当たり1,800万円(充電設備の導入費用を含む))。

5 補助の要件

補助対象事業は、電気バスを新規導入する事業であって、次の要件を満たすものです。

① 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との協議^{※5}に基づき、同博覧会の開催期間中に、会場を発着場所とするパークアンドライドバス又は駅シャトルバスとして、導入したバスを使用又は提供すること。

※5 同博覧会協会との協議が整わない場合は、その対応について大阪府と協議することになります。

② 導入したバスが電気バスであることを広報すること。また、万博の機運醸成に向けて PR を工夫して行うこと(例:車体のラッピング等)。

③ 災害時等に電力供給できる設備(100V コンセント等)を設けること。

④ 導入したバスを運行する場合は、導入時から5年間、主たる経路を大阪府内とすること。

⑤ 導入の翌年度から5年間、利用実績報告書を提出すること。

6 申請受付期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月15日(木)まで

(予算状況や国事業の応募状況により追加で受付する場合があります。ただし、補助金交付予定額が予算上限に達した時点で申請の受付を終了します。)

7 事業実施の流れ

事業時期	内 容
9月 15 日まで	補助金の申請
9月中	補助金の交付決定 ※ 事業着手は交付決定以降にしなければなりません。
2月 28 日まで	電気バスの導入
導入後 30 日を経過した日または令和5年3月15 日のいずれか早い日まで	導入したバスに関する実績報告
実績報告提出後	補助金額の確定・交付
令和5年度～令和 10 年度	
4月 30 日まで	導入後翌年度から5年間の利用状況等の報告

8 申請の手続き

本事業の補助金に関する申請手続等は、以下のとおりです。

「2 補助対象者」、「3 応募資格」、「5 補助の要件」等を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

(1) 応募要領の配布及び申請書類の受付

ア 配布期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月 15 日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで)

イ 配布方法

「オ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ
(https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/banpaku_bus/index.html)からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月 15 日(木)まで(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで)

エ 提出方法

「オ 配布場所及び受付場所」への持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」)で行ってください。
提出の際は紙媒体で1部と電子データを保存した CD-R 又は DVD-R を1枚、提出してください。

オ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課脱炭素モビリティグループ
所 在 地:大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22 階
電話番号:06-6210-9586

カ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請書類

1	補助金交付申請書(第1号様式)
2	国の補助金(国事業Ⅰ・Ⅱ)の交付決定結果が分かる書類 (交付決定通知書又は不交付決定通知書の写し等)
3	法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
4	税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
5	大阪府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金」について未納の徴収金のないことの証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
6	要件確認申立書(第1号様式別紙)

(3) 申請書類の返却

申請書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、申請書類は本件に係る交付決定の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 表紙及び背表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。

<記入例>「令和4年度 万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業(臨時支援)補助金申請書
株式会社〇〇(法人名)」

イ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除く)。

9 交付の決定方法

(1) 交付申請の受理

申請は先着順に受理します。交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって交付申請の受理を終了します。

なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定します(本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請は、受理する前に当該申請者と申請金額等に関する協議を行います)。

(2) 審査

交付申請の受理後に、書類審査等により補助金の交付について決定し、同決定内容を申請者に通知します。本補助金への申請は、国事業の交付申請と並行して行うことができますが、本補助金の交付決定は、国事業の交付決定通知が発行されたことを確認した後にを行います。

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 交付要綱又は本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ その他、交付決定に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

10 留意事項

- ① 交付要綱及び本要領をよくご覧のうえ手続きを行ってください。
- ② 提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出や面談を依頼することがあります。
- ③ 補助事業の着手前に交付申請書を提出してください。着手後の交付申請は認められません。
- ④ 本補助金は、補助事業完了後の精算払いとします。補助金の交付にあたっては、実績報告を3月15日までにを行う必要があります。
- ⑤ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。

11 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課脱炭素モビリティグループ

所在地:大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階

電話番号:06-6210-9586 ファクシミリ番号:06-6210-9259

E-mail : datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp